(7)　特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすることとした。

(三)　肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間一、五〇〇頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成二七年度まで延長することとした。（附則第六条関係）

(四)　法人税割の課税標準である法人税額について、平成二三年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

(五)　特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じ、非課税の適用がなかったものとされた利子について、当該特定寄附信託の受託者がその利子を支払ったものとみなして利子割に関する規定を適用することとすることとした。（附則第八条の三の二関係）

(六)　特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した一定の退職金共済事業を行う法人について、利子割を非課税とすることとした。（附則第四一条関係）

2　事業税

(一)　中間納付制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第七二条の二六関係）

(二)　少額短期保険業に係る法人事業税について、収入金額の二分の一に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を廃止することとし、少額短期保険業の課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に生命保険等に係るものは一〇〇分の二六を乗じて得た金額とする措置を講ずることとした。（第七二条の二四の二関係、附則第九条関係）

(三)　電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

3　不動産取得税

(一)　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成二五年三月三一日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置を適用することとした。（附則第一一条関係）

(二)　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成二五年三月三一日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用することとした。（附則第一一条の四関係）

(三)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を特定都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の二分の一、その他の都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の五分の一に相当する額とした上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(四)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(2)　保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(3)　日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(4)　農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(五)　次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

(1)　農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二五年三月三一日とすることとした。（第七三条の一四、附則第一一条関係）

(2)　土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する換地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二五年三月三一日とすることとした。（第七三条の一四、附則第一一条関係）

(3)　一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の三に相当する額とした上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(4)　信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の三に相当する額とした上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の三に相当する額とした上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象となる計画類型を認定中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）